

墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第32号

墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区の債権の管理に関する条例（平成18年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「とる」を「講ずる」に改める。

第11条第1号及び第2号中「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第14条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第5号中「より強制執行等の手続をとっても」を「よる措置を講じても」に、「債権」を「区の債権」に、「強制執行等の手続が」を「当該措置に係る手続が」に改め、同項第6号中「徴収停止の措置をとった当該債権」を「徴収を停止した当該区の債権」に、「徴収停止をとった」を「当該停止した」に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。